

被収容者の懲罰に関する訓令を次のように定める。

平成19年5月30日

法務大臣 長 勢 甚 遠

被収容者の懲罰に関する訓令

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）を実施するため、被収容者の懲罰に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3365号大臣訓令）の全部を改正するこの訓令を定める。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 反則行為の調査（第3条―第6条）
- 第3章 懲罰を科する手続等（第7条―第10条）
- 第4章 懲罰の執行（第11条―第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）に規定する懲罰に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被収容者等 被収容者、労役場留置者又は監置場留置者をいう。
- (2) 反則容疑者 反則行為をした疑いがある被収容者等をいう。
- (3) 国庫帰属処分 法第153条（法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。）の規定による物を国庫に帰属させる処分をいう。
- (4) 調査担当者 法第154条第1項（法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。）に規定する調査（以下「反則行為の調査」という。）を行うため刑事施設の長が指名する職員をいう。
- (5) 調査のための隔離 法第154条第4項（法第288条において準用する場合を含む。）の規定による隔離をいう。
- (6) 懲罰審査会 法第155条第1項前段（法第288条及び第289条第1項におい

て準用する場合を含む。)に規定する反則容疑者の弁解を聴取する職員(以下「委員」という。)をもって組織する会議をいう。

(7) 補佐人 法第155条第1項後段(法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。)に規定する反則容疑者を補佐する職員をいう。

(8) 懲罰表等 法第155条第2項(法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。)に規定する報告書をいう。

第2章 反則行為の調査

(調査担当者)

第3条 調査担当者は、刑務官のうちから刑事施設の長が指名するものとする。

2 調査担当者は、反則容疑者又は参考人である被収容者等の取調べその他反則行為の調査のために必要な措置を執るものとする。

(調査の告知)

第4条 刑事施設の長は、被収容者等が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、速やかに、その者に対し、当該反則行為の疑いについて調査を行う旨を告知するものとする。

2 刑事施設の長は、調査のための隔離を行う場合には、その開始に際し、反則容疑者にその旨を告知するものとする。

(懲罰の決定までの期間)

第5条 刑事施設の長は、前条第1項の告知をした日(その日が二以上あるときは、そのうち最も遅い日)から2週間以内に、反則行為について必要な調査を行うとともに、懲罰(国庫帰属処分を含む。次条第2項及び次章において同じ。)を科することの適否及び懲罰の内容を決定するものとする。ただし、刑事施設の長は、必要と認めるときは、2週間に限り、この期間を延長することができるものとする。

2 反則容疑者について、病状が重いこと、保護室に収容中であること、閉居罰を執行中であることその他のやむを得ない事由により調査を行うことができない日があるときは、その日の日数は、前項の期間に算入しないものとする。

(報告等)

第6条 調査担当者は、調査を終了したときは、速やかに、別記様式第1号又は第2号による供述調書その他の法第154条第1項(法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。)に規定する事項を確認するに足る資料を添えて、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

2 刑事施設の長は、前項の報告を受けた場合において、懲罰を科さないことを相当と認めるときは、速やかに、その旨を反則容疑者に通知するものとする。

第3章 懲罰を科する手続等

(弁解をすべき日時等の通知)

第7条 法第155条第1項後段(法第288条及び第289条第1項において準用する場合を含む。)に規定する書面の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

2 前項の様式による書面は、懲罰審査会の日の前日までに、反則容疑者に交付しなければならない。ただし、懲罰審査会を釈放の日(その日が休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。))に

当たるときは、その直近の休日以外の日から釈放の日までの間のいずれかの日)に開催しなければならない特別の理由がある場合において、懲罰審査会の日の前日までに交付をすることができないときは、懲罰審査会の日にあらかじめ交付すれば足りる。

- 3 刑事施設の長は、反則容疑者が規則第90条ただし書(規則第96条及び第97条第1項において準用する場合を含む。第9条第4項第2号において同じ。)の規定により弁解を記載した書面の提出をしようとする場合において、その者が希望するときは、別記様式第4号又は第5号による弁解書を交付するものとする。

(補佐人)

第8条 補佐人は、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則(平成13年法務省令第3号)第10条各号(第1号を除く。)のいずれかの事務を行う副看守長(課が置かれていない支所にあつては、看守部長)の階級又はこれと同等以上の官職にある者(次条第2項の規定により委員に指名するものを除く。)のうちから指名するものとする。

- 2 補佐人は、次に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあつては、反則容疑者が希望する場合に限る。)を行う。

- (1) 反則容疑者との面接、関係書類の閲覧その他の方法により、反則容疑者を補佐するために必要な情報を収集すること。

- (2) 別記様式第6号又は第7号による弁解録取書を作成し、懲罰審査会に提出すること。

- (3) 懲罰審査会に出席し、反則容疑者の立場に立って必要な意見を述べること。

(懲罰審査会等)

第9条 懲罰審査会の委員の数は、5人以上とする。ただし、課が置かれている支所にあつては4人以上とし、それ以外の支所にあつては3人以上とする。

- 2 委員は、処遇部又は矯正処遇部の部長(市原青年矯正センターにあつては次長とし、支所にあつては支所長又は次長とする。次項において同じ。)のほか、これらの部(市原青年矯正センターにあつては処遇部門及び企画部門とし、支所にあつては当該支所とする。)に所属する副看守長の階級又はこれと同等以上の官職にある者のうちから指名するものとする。ただし、刑事施設の長は、必要があるときは、これら以外の者のうちから指名することができる。

- 3 懲罰審査会の議長は、処遇部又は矯正処遇部の部長とする。ただし、刑事施設の長がこれらの職員以外の職員を議長とすることを相当と認める場合は、この限りでない。

- 4 懲罰審査会においては、次に掲げる事項(第4号に掲げる事項にあつては、必要な場合に限る。)を行うものとする。

- (1) 懲罰の原因となる事実の朗読

- (2) 反則容疑者の弁解の聴取(反則容疑者が第7条第3項の弁解書又は前条第2項第2号の弁解録取書により弁解を行う場合には、その書面の朗読)

- (3) 関係者の説明の聴取

- (4) 補佐人の意見の陳述

- (5) 懲罰を科することの適否及び科すべき懲罰の内容についての意見の取りまとめ

- 5 議長は、前項各号に掲げる事項について、その内容を別記様式第8号から第10号までによる懲罰表等に記載し、懲罰審査会の終了後速やかに刑事施設の長に提出するものとする。

(懲罰の決定等)

第10条 刑事施設の長は、懲罰表等の提出を受けた場合には、第5条第1項の期間内に懲罰を科することの適否を決定するものとし、その決定の翌日（その日が休日に当たるときは、休日の翌日）までに、反則容疑者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事項を告知するものとする。ただし、反則容疑者が保護室に収容中である場合その他告知することができないやむを得ない事情が認められる場合には、当該事情がなくなった日（その日が休日に当たるときは、休日の翌日）に告知することができる。

(1) 懲罰を科する決定をした場合 懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨

(2) 懲罰を科さない決定をした場合 その旨

第4章 懲罰の執行

(懲罰の期間等)

第11条 懲罰の執行を開始する日は、時間にかかわらず、1日として懲罰の期間に算入するものとする。

2 現に執行している懲罰について、その執行を延期し、又は免除した日は、前項の規定にかかわらず、懲罰の期間に算入しないものとする。ただし、その日に再び懲罰の執行を開始した場合は、この限りでない。

3 懲罰の期間が満了した場合には、遅くとも満了日の翌日の午前中に、懲罰の執行に伴う処遇を終了しなければならない。

(医師の意見聴取)

第12条 刑事施設の長は、閉居罰の執行に当たり医師の意見を聴取する場合には、その医師が被収容者等の健康状態を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、その医師へ報告させるものとする。

2 前項の報告がなされたときは、その報告を受けた医師において診察の要否を判断するものとする。

3 刑事施設の医師は、診察、看護師又は准看護師の報告その他の方法により被収容者等の健康状態を把握し、意見を述べるものとする。

(懲罰等の委嘱)

第13条 刑事施設の長は、次に掲げる場合には、別記様式第13号による懲罰等委嘱書を作成し、必要な関係書類を添えて、移送先の刑事施設の長に対し、反則行為の調査又は懲罰の執行を委嘱するものとする。

(1) 反則容疑者を他の刑事施設に移送する場合

(2) 移送中の被収容者等が反則行為をした疑いがある場合

(3) 懲罰を科されている被収容者等を他の刑事施設に移送する場合

2 前項第3号の場合には、移送先の刑事施設の長は、やむを得ない事由がない限り、被収容者等を収容した日から3日以内に、懲罰の執行を開始するものとする。

(記録)

第14条 刑事施設の長は、懲罰の執行の状況については別記様式第11号及び第12号に、国庫帰属処分のでん末等については別記様式第9号による反則行為に係る国庫帰属

処分表に、それぞれ記録するものとする。

附 則

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則（平成23年法務省矯成訓第3003号）

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（令和5年法務省矯成訓第5号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式第3号

懲罰審査会の開催等に関する通知書	
年 月 日	
<p>年 月 日午前・後 時 分ころから、 において、懲罰審査会を開催し、下記容疑事実（これに係る物の国庫帰属）について、口頭による弁解の機会を与えるので、通知する。</p> <p>なお、弁解を記載する様式用の用紙の交付又は補佐人による弁解の録取を希望する場合には、職員に申し出ること。</p>	
反 則 容 疑 者	第 番 氏 名
容疑事実の事犯名	
容疑事実（要旨）	
国庫帰属処分の対象となる物の品目（数量）	
(備考)	

注

- 1 反則行為に係る物の国庫帰属処分を伴わない場合には、上記文面の（これに係る物の国庫帰属）部分を字消線で消去するとともに、国庫帰属処分の対象となる物の品目（数量）欄及び処分内容欄に「該当なし」と記入すること。
- 2 容疑事実欄には、反則容疑者以外の者の個人情報を記載しないよう留意すること。

別記様式第4号

弁 解 書 (I)	
年 月 日 所長 殿 第 番 氏名 指印 年 月 日に通知された容疑事実について、次のとおり弁解します。	
事実の認否	1 認める。 2 否認する。 3 一部否認する。
弁解の要旨	
(注意) 事実の認否は、該当する番号を丸で囲むこと	

別記様式第5号

弁 解 書 (Ⅱ)	
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所長 殿</p> <p style="text-align: center;">第 番 氏名 指印</p> <p>年 月 日に通知された容疑事実に係る物の国庫帰属処分について、 次のとおり弁解します。</p>	
品目 (数量)	
弁解の要旨	

別記様式第6号

弁 解 録 取 書 (I)			
下記反則容疑者は、容疑事実について、次のとおり弁解したので、これを録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て、署名指印した。			
年 月 日			
施設名	官職	氏名	印
反 則 容 疑 者			
録 取 年 月 日	年 月 日	録取場所	
事 実 の 認 否	1 認める。 2 否認する。 3 一部否認する。		
弁 解 の 要 旨			
署 名 ・ 指 印	指印		

別記様式第7号

弁 解 録 取 書 (Ⅱ)			
<p>下記反則容疑者は、 年 月 日に通知した容疑事実に係る物の 国庫帰属処分について、次のとおり弁解したので、これを録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て、署名指印した。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>施設名 官職 氏名 印</p>			
反 則 容 疑 者			
録 取 年 月 日	年 月 日	録取場所	
品 目 (数 量)			
弁 解 の 要 旨			
署 名 ・ 指 印	指印		

懲 罰 表	
懲罰等の決定 (年 月 日)	
決定内容	科罰 (懲罰の種類・内容)
	不科罰
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 40%;">所長印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 40%;">所長印</div> </div>
反則行為名 違反した遵守事項等	
反則容疑者	第 番 氏名 (歳) 制限区分 優遇区分 作業報奨金計算額 円
容疑事実	容疑事実は別紙のとおり
懲罰審査会	開 催 日 年 月 日 開 催 場 所 反則容疑者の参加 出頭 ・ 不出頭
反則容疑者の弁解の要旨	
補佐人の意見	
懲罰審査会の意見 (委員の意見) -----	
証拠	

備考

- 1 「反則行為名」欄には、平成18年5月23日付け法務省司第542号大臣官房司法法制部長依命通達「矯正統計調査要領の制定について」様式第5号矯正統計報告年表第5表の事犯名に合わせて記載すること。ただし、事犯名の「その他」に当たる場合には、懲罰審査会において認定した事実に基づき適宜記載すること。
- 2 「反則容疑者」欄の「第 番」の前にその者の被収容者としての地位の別（労役場留置者又は監置場留置者である場合には、その別）を明記すること。また、「作業報奨金計算額円」には、前月末日までの作業報奨金計算額（反則容疑者に既に告知して確定している計算額に限らず、告知がなされていない場合であっても月額計算をなし得るものを含む。）を記載すること。
- 3 「容疑事実」欄には、容疑事実の事犯名を上記1に準じて記載すること。
- 4 「反則容疑者の弁解の要旨」欄については、反則容疑者が出頭しない場合には、弁解書（I）（別記様式第4号）又は弁解録取書（I）（同第6号）を添付し、「別添〇〇のとおり」と記載すること。
- 5 「補佐人の意見」欄には、反則容疑者のため陳述した意見を記載した上で、その末尾に押印すること。
- 6 「懲罰審査会の意見」欄には、懲罰審査会の議長が懲罰審査会の意見を記載した上で、その末尾に押印すること。
- 7 「（委員の意見）」欄には、懲罰審査会の委員がそれぞれ意見を記載した上で、その末尾に押印すること。

なお、容疑事実についての意見は、告知事実を修正する必要があるとする意見に限って記載すること。
- 8 「証拠」欄には、「〇〇看守の報告書」、「本人の供述調書」、「凶器として使用された小刀」等と各証拠を特定するに足りる程度に必要と思われる範囲で記載すること。また、懲罰審査会において関係者に説明させた場合には、その要旨を記載すること。

反則行為に係る国庫帰属処分表				
決 定	年 月 日			
	反 則 行 為 名			
	品 目 (数 量)	決 定 内 容	所 長 印	
告 知	年 月 日		告 知 者	印
てん末	年 月 日		担 当 者	印
	処 理 状 況			
反 則 容 疑 者		第 番 氏 名	(歳)	
容 疑 事 実		容疑事実は別紙のとおり		
懲 罰 審 査 会		開 催 日	年 月 日	
		開 催 場 所		
		反 則 容 疑 者 の 出 欠	出 席 ・ 欠 席	
反則容疑者の弁解の要旨				
補佐人の意見				
懲罰審査会の意見 (委員の意見) -----				
備 考				

備考

- 1 「反則行為名」欄には、平成18年5月23日付け法務省司第542号大臣官房司法法制部長依命通達「矯正統計調査要領の制定について」様式第5号矯正統計報告年表第5表の事犯名に合わせて記載すること。ただし、事犯名の「その他」に当たる場合には、懲罰審査会において認定した事実に基づき適宜記載すること。
- 2 「決定内容」欄には、不処分又は国庫帰属のいずれかを記載すること。
- 3 「反則容疑者」欄の「第 番」の前にその者の被収容者としての地位の別（労役場留置者又は監置場留置者である場合には、その別）を明記すること。
- 4 「容疑事実」欄には、容疑事実の事犯名を上記1に準じて記載すること。
- 5 「反則容疑者の弁解の要旨」欄については、反則容疑者が出頭しない場合は、弁解書（Ⅱ）（別記様式第5号）又は弁解録取書（Ⅱ）（同第7号）を添付し、「別添〇〇のとおり」と記載すること。
- 6 「補佐人の意見」欄には、反則容疑者のため陳述した意見を記載した上で、その末尾に押印すること。
- 7 「懲罰審査会の意見」欄には、懲罰審査会の議長が懲罰審査会の意見を記載した上で、その末尾に押印すること。
- 8 「（委員の意見）」欄には、懲罰審査会の委員がそれぞれ意見を記載した上で、その末尾に押印すること。

備考

- 1 「容疑事実（告知事実・認定事実）」欄には、懲罰審査会において朗読する懲罰の原因となる事実を記載し、「告知事実」の文字を丸で囲むこと。懲罰審査会において認定した事実が告知事実と同一の内容である場合には、「認定事実」の文字も丸で囲むこと。
- 2 認定した事実が告知事実と異なる場合には、認定事実を別葉の別記様式第10号に記載して「認定事実」の文字を丸で囲んだ上、次葉として編てつすること。

備考

- 1 刑事施設の長は、閉居罰の告知を受けた者について、その健康状態に照らし懲罰を執行して差し支えないと認める場合には、「所長印」欄に押印すること。
- 2 「健康状態」欄については、閉居罰の執行に差支えがあると認める場合には、その状況を記載した視察表の番号のみを記載すること。
- 3 「執行状況」欄の「責任者印」には、処遇部門の責任者又はこれに代わる者が押印すること。
- 4 「執行状況」欄の「事項」及び「年月日」には、懲罰の執行開始、執行延期、執行再開、執行終了又は執行の一部若しくは全部の免除の別及びその年月日を記載すること。
- 5 「執行状況」欄の「備考」には、関係視察表の番号その他必要と思われる事項を記載すること。
- 6 「運動・入浴実施状況」欄には、閉居罰を執行した場合において、運動及び入浴を実施した日を記載し、実施者が押印すること。

別記様式第12号

懲 罰 簿

決 裁 印 欄			番 号	被収容者としての地位の別 番号 氏 名 (年 齢)	懲罰の種類・ 内 容	(反 則 行 為 名) 反 則 行 為 の 概 要	懲 罰 の 執 行 状 況
所 長	部 長	首 席					
				()		()	
				()		()	
				()		()	

備考

- 1 懲罰の告知をしたときは「決裁印欄」の上段に、その執行を終了したときは下段に、それぞれ押印すること。
なお、戒告又は作業報奨金計算額の削減の懲罰については、下段への押印は不要とする。
- 2 「番号」欄には、年間の通し番号を記載すること。
- 3 「（反則行為名）反則行為の概要」欄のかっこ内には、懲罰表（別記様式第8号）「懲罰等の決定」欄の反則行為名を記載すること。
- 4 「懲罰の執行状況」欄には、懲罰の告知、執行開始、執行延期、執行再開、執行終了又は懲罰執行の一部若しくは全部の免除の別及びその年月日を記載すること。

別記様式第13号

懲 罰 等 委 嘱 書	
所長 殿	年 月 日 所長 印
<p>貴所へ移送した下記の者の当所在所中における 容 疑 事 実 の 調 査 について、 懲 罰 の 執 行</p> <p>貴職に委嘱します。</p>	
氏 名	
生 年 月 日	
容 疑 事 実 の 調 査	<p>1 容疑事実の事犯名（遵守事項 ）</p> <p>2 容疑事実の概要</p> <p>3 その他</p>
懲 罰 の 執 行	<p>1 反則行為名</p> <p>2 懲罰の種類・内容</p> <p>3 執行済み日数</p> <p>4 その他</p>
関係書類の標目	
(備考)	

注 懲罰の執行のみを委嘱する場合には、該当しない文字を字消線で消去し、該当しない項目には、「該当なし」と記入すること。